

県南・会津・南会津地域給付金のお知らせ

東日本大震災に伴う原子力発電所事故により被ったブランド・イメージの低下、差別、偏見、風評等による被害の回復に向け、多様なブランド・イメージ回復活動を行う地域住民へ給付金を給付します。

○給付対象者

平成23年3月11日（東日本大震災当日）に只見町に本拠があった方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①. 只見町の住民基本台帳に記録されている方
- ②. 只見町の外国人登録原票に登録されている方
- ③. ①、②の方以外で只見町に本拠としての住居があった方

※住民票はなくても、生活の本拠が只見町にあることの証明ができる方は給付の対象となります。

※住民票があっても、生活の本拠がない方は給付の対象とはなりません。

※東京電力株式会社から賠償金（自主的避難等に係る精神的損害、避難に伴う精神的損害）を受けている方又は請求可能な方は、給付の対象とはなりません。

※県南・会津・南会津地域の他市町村と重複して給付を受けることはできません。

○給付額

区 分		給 付 額
子 ども	平成4年3月12日から平成23年12月31日までの間に生まれた方	20万円
妊 婦	平成23年3月11日から平成23年12月31日までの間に妊娠していた期間があった方	
そ の 他	子どもまたは妊婦以外の方	4万円

○申請書について

7月20日を目安に、各世帯に郵便で申請書（請求書）を配布します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返信するか、役場または朝日・明和地区センターに提出してください。（7ページに記入例があります。）

○申請期間

7月23日(月)から12月21日(金)までの間（5ヵ月間）

○申請者

原則として世帯主が申請します。世帯主が死亡等により申請を行うことができない場合は、

- ・世帯構成者の方
- ・相続人（1人世帯の方が亡くなられた場合）

が申請者となります。

※代理申請を希望される場合、次の方が代理人となることができます。

- ・世帯構成者の方
- ・法定代理人
- ・申請者本人の身の回りの世話をしている方（親類、民生児童委員、区長など）で町が特に認めた方

○給付方法

原則として口座振替で行います。口座の記入欄には、申請者又は代理人の口座を記入してください。給付決定後に、受給者に「振込決定通知書」が送付されます。

○その他留意事項

県南・会津・南会津地域給付金の支給をよそおった振り込み詐欺にご注意ください。給付金の支給のために、手数料などの振り込みをお願いすることはありません。

○問合せ先

総務企画課総務班（電話 0241-82-5130）

